

検定試験を受けて組合士になろう!

■中小企業組合検定試験制度のあらまし

中小企業組合士制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施しています。本制度は、中小企業組合（中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法に基づき設立された組合及びその連合会をいう。以下「組合」という。）の役職員等を対象として、全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」という。）が組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験を行い、その可否を決定し、公表しています。

また、試験に合格した方の中から、組合及びこれに準ずる機関において一定の実務経験を有する者に対し**中小企業組合士**の称号を与えることにより、組合の役職員等の資質の向上を図り、もって組合の健全な発展を図ろうとするものです（中小企業組合士制度）。現在、中小企業組合士の称号を持つ人は約3,300名で、それぞれの分野で活躍しています。

また、31都道府県に中小企業組合士協会が設立され、同じ地域の中小企業組合士が互いに情報交換や研修会等を活発に行っている他、これら各中小企業組合士協会が組織する全国中小企業組合士協会連合会が設立されています。

■中小企業組合士制度のねらい

●中小企業の発展のために・・・

中小企業組合は、中小企業の経営を強化するために必要な連携組織体です。

●組合活性化のために「1組合1組合士！～組合のあしたを拓く組合士～」

中小企業組合の発展には、組合事務局の機能強化が必要です。そのためには、中小企業組合士の設置が求められています。

●組合の力をさらに伸ばすために・・・

中小企業組合が、多様化する時代の要請に応じて活発な事業活動を展開していくためには優れた人材が不可欠です。

●組合従事者にプライドを・・・

中小企業組合に従事する人がプライドをもって組合活動に専念し、自己啓発を進めるための目標になります。

中小企業組合検定試験の概要

■試験科目

組合会計

組合制度

組合運営

一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。

■試験日

毎年12月の第1日曜日

■試験地

札幌、青森、秋田、仙台、郡山、さいたま、東京、長野、静岡、名古屋、大阪、岡山、広島、松江、山口、高松、福岡、長崎、大分、鹿児島、那覇

■受験料

5,000円

(一部科目免除者は3,000円)

■受験申込

願書に受験料を添えて、最寄りの中小企業団体中央会にお申し込み下さい。

■願書受付期間

毎年9月上旬～10月中旬

■合格発表

試験日の翌年の3月1日

(土・日・祝日の場合は翌日または翌々日)

■中小企業組合士の手続き

試験合格者には全国中小企業団体中央会及び最寄りの中小企業団体中央会から組合士認定申請についてご連絡いたします。

受験のためのテキストもありますのでご活用下さい。

中小企業組合士が誕生するまで

中小企業組合検定試験受験（組合会計・組合制度・組合運営）

- 申込み 9月上旬～10月中旬
- 試験日 12月の第1日曜日

合格（3科目）

- 1部科目合格については翌年から3年間有効
- 毎年3月上旬に合格発表

認定申請

- 検定試験に合格し、かつ組合等で3年以上の実務経験がある方

中小企業組合士の誕生

- 毎年6月1日付けで認定証書、組合士証、組合士章（バッジ）を交付
- 有効期間5年間 その後更新